

玉東町地域防災計画
〔第2部 震災対策編〕
令和8年度
玉東町防災会議

目 次

第1章 総則

第1節	目的	2
第2節	地震災害対策に関し関係機関の処理すべき事務または業務	2
第3節	玉東町の地震災害要因	2

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	2
第2節	自主防災組織等育成計画	4
第3節	防災訓練計画	6
第4節	防災業務施設整備計画	7
第5節	物資・資機材整備・調達・輸送計画	8
第6節	火災予防計画	9
第7節	建築物等災害予防計画	9
第8節	公共施設等災害予防計画	9
第9節	給水確保計画	10
第10節	避難収容計画	11
第11節	避難行動要支援者等避難支援計画	13
第12節	医療保健計画	13
第13節	災害ボランティア計画	14
第14節	防災関係機関等における業務継続計画	14
第15節	受援マニュアル	15

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	16
第2節	職員配置計画	16
第3節	応援要請計画	18
第4節	地震情報伝達計画	19
第5節	災害情報収集・伝達計画	19
第6節	広報計画	21
第7節	避難収容対策計画	23
第8節	水防計画	26
第9節	救出計画	27
第10節	医療救護計画	27
第11節	食糧調達・供給計画	28
第12節	給水計画	28
第13節	救援物資要請・受入・配分計画	29
第14節	保健衛生計画	29
第15節	災害ボランティア活動計画	30
第16節	災害廃棄物処理基本計画	30
第17節	行方不明者等捜索及び収容埋葬	30
第18節	原子力災害予防計画	31

第4章	災害復旧計画	31
-----	--------	----

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、町民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、玉東町において、防災に関し町及び各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、地震災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町土の保全、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 地震災害対策に関し関係機関の処理すべき事務または業務

町及び町内の公共的団体並びにその他防災上重要な施設の管理者等は、第1部第1章第2節に掲げる事務又は業務を処理する。

第3節 玉東町の地震災害要因

玉東町は、地理的には熊本県北部、玉名郡の東南端に位置し、東は熊本市植木町に、西は玉名市、南は吉次峠、三ノ岳を経て熊本市河内町に連なる金峰山オレンジベルト地帯の一角をなし、南から北に向かって緩やかに傾斜するこの地帯は、安山岩植壤土で、柑橘栽培に適した環境に恵まれて、一大集産地を形成し、北は和水町、山鹿市に接している。

ところで、熊本県の地象は、中央構造線、別府島原地構帯等における稍深発地震、火山の存在、地殻浅部の内陸型地震（直下型地震）、背弧海盆の延長上地震という多様な活動により特徴づけられている。ただし、プレート性の地震の発生はほとんどないとみてよい。

人的被害を伴った主要な震災には、明治22年に都市直下型地震である「熊本地震」や昭和50年に負傷者20名、被害額約6億4千万円となった「阿蘇北部群発地震」がある。

また平成28年4月に発生した「熊本地震」においては、日奈久断層帯（高野-白旗区間）の活動に伴う前震と布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生し、県内では最大震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生している。

当町においても、4月16日未明に震度5強を観測する揺れが発生し、後の住居被害調査により、全壊14棟、大規模半壊27棟、半壊119棟の被害が確認され、農業施設や農地等にも大きな被害をもたらした。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

地震による災害を最小限に食い止めるためには、町及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、日頃から災害への備えを心がけるとともに認識を深め、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため町及び防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び町民に対し、地震災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

1 町職員に対する防災教育

防災業務に従事する町長はじめ防災担当職員に対して、防災教育を実施し、震災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

2 町民に対する防災知識の普及

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、町民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の内容

①地震に関する一般的知識

②過去の主な被害事例

③震災対策の現状

④平時の心得（日頃の準備）

ア 住宅の点検(住宅の耐震性、ブロック塀補強等)

イ 屋内の整理点検(家具転倒防止等)

ウ 火災の防止

エ 応急救護

オ 非常食糧・水の準備(2～3日分の備蓄)

カ 緊急避難場所、避難所、避難路の確認

キ 緊急連絡先の確認

ク 家族間等による安否の確認方法

ケ 非常持出品の準備

⑤地震発生時の心得

ア 緊急地震速報を覚知した時の対応行動

イ 場所別、状況別の心得

ウ 出火防止及び初期消火

エ 避難の心得

オ 自動車運転者のとるべき措置

(2) 普及の方法

①社会教育を通じての普及（自主防災組織や各種団体の活動や研修会、講習会など）

②広報媒体等による普及

③防災訓練における普及

3 防災知識の普及の時期

普及の内容により、もっとも効果のある時期を選んで、適宜防災知識の普及を行うも

のとする。

4 防災相談

町及び防災関係機関は、一般町民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、町民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

第2節 自主防災組織等育成計画

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という意識に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが重要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

この計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進するとともに地区防災計画策定を推進することで大規模な災害、事故等に備えるものである。

1 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信、交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図る上で、極めて重要である。

このため、町は地域住民により防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

(1) 組織の育成指導及び強化

町は、地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。また、自主防災組織と消防団や事業所との連携体制の構築に努め、災害時に自主防災組織と連携して活動が円滑に行われるよう活動状況を把握するとともに、訓練等を通じて連携体制を確保するものとする。

2 地域住民の自主防災組織

(1) 組織の編成単位

町民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが望ましい規模であることから、行政区単位を基本に組織づくりしており、基礎的な日常生活圏域としての一体性をもって活動するものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

(2) 組織づくり

町民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であるとともに、基礎的な日常生活圏域としての一体性をもてる規模であることが望ましく、現在の行政区単位を基本とした組織づくりを推進するものとする。その際、女性の参画の拡大

や防災士等の活用に努めるものとする。

(3) 活動計画策定の推進

組織の効率的な活動を具体化するため、地域の規模、態様を十分活かした具体的な活動計画の策定を推進する。

(4) 主な活動内容

① 平時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加
 - ・被害状況（安否確認含む）の把握、町への情報伝達訓練
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練
- (ウ) 情報の収集伝達体制の整備
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- (カ) 危険箇所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
- (キ) 避難行動要支援者の把握
- (ク) 地域消防団等組織との連携促進
- (ケ) 自主防災組織活動支援員を活用した事例紹介や講演
- (コ) 地区防災計画策定に向けた取り組み

② 災害時の活動

- (ア) 地域内の被害状況収集及び町への伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 地域内における避難指示等の情報伝達
- (エ) 地域住民の安否確認及び避難誘導
- (オ) 避難行動要支援者等に対する避難支援
- (カ) 救出・救護活動への協力
- (キ) 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- (ク) 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所の自衛消防組織等

法令により自衛消防組織等の設置を義務づけられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

第3節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に十分配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合は、近隣の町と合同で訓練を実施するなど、極力定期的に実施するものとする。

2 個別防災訓練

町及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

- (1) 参集（非常召集）訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

3 住民等の訓練

大規模地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町及び消防・防災関係機関は、これらの防災組織訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努める。

4 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、地震災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練にあたっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

5 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

防災訓練を昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施にあたり、町は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(5) 訓練実施における災害時要配慮者等への配慮

訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第4節 防災業務施設整備計画

この計画は、災害発生 of 未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

1 庁舎施設整備計画

町庁舎については、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の維持を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性があり、防災拠点としての機能を持った庁舎として整備を図る。

また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないよう、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

2 防災行政無線施設整備計画

防災行政無線施設については、これまでのアナログ式防災行政無線から令和3年12月にデジタル方式整備が完了し携帯電話へのメール送信や防災アプリ配信をしている。非常時の避難誘導を的確に実施するために必要不可欠な施設であり、大規模地震発生時の機能強化及び多重性の確保を図ることが重要である。このため、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

3 格納庫等消防施設整備計画

消防施設についても、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であ

り、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、消防機械の格納庫や防火水槽等における耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、施設の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

4 防災拠点整備計画

災害が多発する中、新型コロナウイルス感染症を含む感染対策の実施により、避難所の確保や分散避難の必要性が高まっており、町においても多様な災害に対応できる防災拠点の整備促進を図るものとする。

第5節 物資・資機材整備・調達・輸送計画

大規模災害が発生し、物資や資機材の調達や輸送が平時のように実施できない場合に備え、町民や事業所に対して、必要な食料や飲料水、生活必需品を備蓄するよう啓発するとともに、町においても初期の対応に必要な物資や資機材を整備することや、災害時対応協定を他自治体、民間事業者と交わし調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- (2) 住民が、平時から最低3日間の食糧、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 住民の備蓄を補完するため、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。
- (5) 災害時における業務継続計画の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めるものとする。
- (6) 物資・資機材の輸送等については、関係機関、民間事業者と連携し、車両の確保及び配車計画などを行い迅速かつ円滑な調達・輸送体制を構築するものとする。
- (7) 避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、炊き出し用具、段ボールベッド、毛布、パーティション、乳児用粉ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、公表するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

2 食料・生活必需品に関する供給方針

- (1) 大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する、給水体制を整備することとする。
- (2) 上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第6節 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、火災予防の徹底に努める。

1 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

(2) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。

(3) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(4) 民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域ぐるみの防火安全体制の確立を図るものとする。

2 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員6m以上の消防活動に支障のない道路の整備計画を検討する。

3 消防力の強化

地震時における消火栓等の使用不能に備えて、家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

第7節 建築物等災害予防計画

地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

町は、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の啓発普及及び措置等の事項を定め、「玉東町建築物耐震改修促進計画」により、耐震化の目標と目標達成に向けた耐震改修の促進に努める。

第8節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響はきわめて大きいため、玉東町公共施設等総合管理計画に基づき策定した各個別施設ごとの計画（個別施設計画）により、施設の耐震化及び機能強化等を図るものとする。

また、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に

じ、防災機能の強化を図るものとする。

1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、震災時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。このことから、防災拠点間の道路網となる重要な役割を持つ道路及び橋梁については、特に重点的に補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

2 社会福祉施設

福祉サービスの安全性を確保するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画の整備を推進し、防災組織体制の確立を図る。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用により、施設における耐震性その他の安全性の確保を図る。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行う。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

3 学校施設

大規模地震発生時における児童生徒数及び教職員の安全を図るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 設備、備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、実験実習機器等の転落落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第9節 給水確保計画

1 町による応急給水施設の確保

町は、緊急時に応急給水用として町内にある給水施設を確保するものとし、平時より整備保存に努めるものとする。

2 水道施設の耐震化

1の給水施設も含めて、緊急時に応急給水用の水が確保できるよう検討する。

3 災害時応急体制の整備

応急給水及び応急復旧に必要な資器材の備蓄を行なうとともに、その調達を迅速かつ円滑に行なえるよう体制を整備する。

4 住民による飲料水の確保

2～3日分の飲料水の備蓄や給水施設、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

5 地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第10節 避難収容計画

1 避難場所、避難路の整備及び選定

(1) 避難場所

① 避難場所の整備計画

大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する火災等から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有し、車中泊等にも対応できる防災拠点の整備を行う。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染対策の実施により、避難所の確保や分散避難の必要性が高まっており、町内企業の事業所についても避難所として設置できるよう災害協定の締結を進める。

② 地震発生時に使用可能な避難場所の選定

町民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準により避難場所を選定し、整備しておくものとする。また、避難場所については、案内標識、誘導標識等を設置し、平時から避難シミュレーション訓練や防災訓練等を実施するなどにより、住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

ア 地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適切であること。

イ 周囲から火災が迫ってきた場合でも避難場所内の住民の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空き地を有すること。

ウ 要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものであること。

エ 大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ若しくは付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。

オ 地区分けをする場合には、行政区単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 避難路

① 避難路の整備計画

緊急避難場所等に通じ、避難者が迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

② 地震発生時に安全な避難路の選定

避難場所の選定に併せて、密集地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

2 避難情報発令の判断基準の整理

避難情報を適切なタイミングで対象地域に発令出来るように、あらかじめ判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難情報の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対して避難情報を発令すべきか等の判断基準については、「避

難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)の改定に基づき、住民が災害時に避難行動が容易にとれるよう、町が発令する避難情報と気象庁の防災気象情報を5段階に整理し運用する。また、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するために役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

3 避難行動要配慮者の事前把握

(1) 要配慮者

- ① 在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した災害弱者に係る情報の整理等を行うことにより、避難行動要配慮者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。
- ② 大規模地震発生時における的確かつ迅速な救護活動を行うため、避難行動要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等緊急通報システムの整備を図るものとする。
- ③ 民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連携により、避難行動要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

4 避難誘導の事前措置

(1) 避難場所等の周知徹底

大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底については、地域防災マップを配布し行うものとする。

- ① 避難所の名称及び場所
- ② 避難所への経路
- ③ 避難の勧告又は指示の伝達方法
- ④ 避難後の心構え

(2) 管理者対策

店舗・工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町、消防署、警察等と綿密な連絡をとり、災害に対処する体制を常に確立しておくものとする。

5 避難所運営マニュアルの作成等

災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシー確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画、巡回基準等をあらかじめ作成するものとする。

また、あらかじめ、避難場所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

6 応急仮設住宅建設予定場所の選定

周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所や災害発生リスク等を総合的に配慮して、民有地も含めた応急仮設住宅予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制の整備に努めるものとする。

7 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞り場所の確保などの帰宅困難者対策を行う。

第11節 避難行動要支援者等避難支援計画

災害発生時もしくはそのおそれがあるとき、自分ひとりでは状況に応じた避難行動がとれないと予想される避難行動要支援者に対する避難支援は重要な課題である。

町は横断的な協力体制を取りながら、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援に関する全体的な組織体制を定めた「玉東町避難行動要支援者避難支援計画」等に基づき実施する。また、併せて個人ごとの「個別避難計画」の策定を行い災害の内容に合わせたスムーズな避難ができるような体制の整備を図る。

1 避難行動要支援者等支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

防災部局と福祉担当部局との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となるよう避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないようデータのバックアップ体制を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(2) 福祉避難所を含めた避難所の確保

あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉施設等）の指定を行い、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとし、福祉避難所の避難者については、災害ごと、施設ごとの避難支援者の個別避難計画に基づき指定を行う。

第12節 医療保健計画

大規模な地震災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被害地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため、平時から医療保健体制の充実を図るものとする。

1 医療施設の安全性の確保

医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

(1) 医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。

(2) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

(3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

2 災害時における医療救護体制の整備

(1) 行政区域ごとの救護体制の整備を図るものとする。

(2) すべての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努めるものとする。

3 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施することにより、災害時の防疫体制の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

また、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周回の防疫計画を立てておくものとする。

第13節 災害ボランティア計画

大規模地震発生時には、国内、国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるので、関係機関は相互に協力し、ボランティアの受入れ体制を整備する必要がある。

1 専門ボランティアの受入体制

専門知識、技能を有する専門ボランティアについては、各活動担当班が中心となって対応することとなるので、予めその把握に努めるとともに、災害時の受け入れ態勢の強化を図るものとする。

2 一般ボランティアの受入体制

炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等の一般労務の提供を行う一般ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ社会福祉協議会、日赤等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

3 情報の提供

災害発生時に被災地のどの分野にどのようなニーズがあるかについて情報がないと、効果的な活動が困難であると考えられる。このため、ボランティアに対する情報収集提供窓口等の整備に努めるものとする。また、県内の各種ボランティア団体等のネットワーク化を進め、災害時における協力体制の整備を図るものとする。

第14節 防災関係機関等における業務継続計画

大規模災害においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等にあたっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が利用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第15節 受援マニュアル

大規模な災害が発生した場合、町は職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められることから、令和2年3月に策定した「玉東町受援マニュアル」に基づき、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、もって応急措置の実施促進を図る。

また、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

- (1) 総括（共通）
 - ① 応援要請の手順
 - ② 受援体制（ア）受援組織の設置（イ）受援組織の構成、役割
 - ③ 応援の人的・物的資源の管理体制
- (2) 人的支援
 - ① 受援対象業務の整理
 - (ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
 - (イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
 - (ウ) 業務ごとのマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理
 - ② 応援職員の活動環境の確保 応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保
- (3) 物的支援
 - ① 調達先の確認・確保、要請手順
 - ② 受入拠点の確保
 - ③ 受け入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制
- (4) 被災市町村への支援
 - ① 応援組織の設置
 - ② 市町村の受援対象業務の把握
 - ③ 県内市町村や他都道府県等の連絡収集体制

- ④ 各市町村の受援ニーズ・受援状況把握、全体状況の取りまとめ
- ⑤ 体制が十分でない市町村への受援業務の支援
- ⑥ 職員派遣による被災市町村のニーズ把握 等

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 災害対策本部等の設置基準

本町の地域に大規模な地震が発生し又は発生するおそれがある場合には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

玉東町災害対策本部の組織及び編成等は、玉東町災害対策本部条例の定めるところによるが、地震災害に関する災害対策本部の設置基準については、次のとおりとする。

(1) 玉東町災害対策本部

- ① 町内で震度5強以上の地震が発生した場合又は長周期地震動階級3以上が発表された場合
- ② 災害が発生し又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合
- ③ 前記②のほか、激甚災害でとくに応急対策を実施する必要がある場合

(2) 玉東町現地災害対策本部

被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合その他必要に応じて、主要被災地に設置する。

2 熊本県現地災害対策本部との連携

玉東町災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置したときは、県の当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 職員配置計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1 業務継続性の確保

大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体となる重要な役割を担うことから、業務継続計画（BCP）の策定等にあたっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位
- (2) 職員の確保体制
- (3) 職員への支援体制

(安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、子どもの一時的

預かり等を含む)

- (4) 本庁舎が利用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (5) 電力（非常用電源装置及び燃料を含む。）の確保
- (6) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (7) 重要な行政データのバックアップ
- (8) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2 指揮系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(1) 命令系統

- ①大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
- ②町長に事故があった場合は、総務課長が指揮を執るものとする。

(2) 連絡系統

- ①町内で震度5弱以上の地震が発生した場合又は長周期地震動階級3以上が発表された場合、総務課長は、直ちに町長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。
また、各課長にも速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた課長は、速やかに課員に連絡するものとする。震度5弱以下又は長周期地震動階級3以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。
- ②指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するよう努めるものとする。
- ③電話回線途絶により連絡不能な場合、総務課長は、無線、使者の派遣により町長に連絡するものとする。

3 組織の確立

地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

職員の配置

- ① 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合
総務課長は、必要に応じ関係課長を召集し、情報を検討のうえ職員を配置し、情報の収集等に当たらせるものとする。
- ② 第1警戒体制（災害対策班）
震度3の地震が発生した場合は、総務課職員による警戒体制をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。
- ③ 第2警戒体制（災害待機班）

震度4地震が発生した場合は、直ちに災害待機班を設置し、警戒体制をとるものとする。

また、勤務時間外に震度4の地震発生の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、災害待機班の当番である職員は直ちに自主登庁をするものとする。

なお、当該災害待機班は、関係職員の参集に遺漏のないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

④ 災害対策本部の設置等（全職員）

震度5強以上の地震が発生した場合又は長周期地震動階級3以上が発表された場合は、職員全員が対応するものとし、直ちに町長の指示により、災害対策本部を設置するものとする。

また、勤務時間外に震度5強以上又は長周期地震動階級3以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、職員は直ちに自主登庁をするものとする。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨連絡するとともに、最寄りの指定された避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。

⑤ 待機場所

上記①～④の配置体制における職員の待機は、総務課において行うものとする。

⑥ 災害対策本部の設置場所

次の順位により確保するものとする。

- 1 町庁舎
- 2 福祉センター
- 3 中央公民館

(1) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき、所属課員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

4 被災市町村への職員派遣

大規模な災害が発生した場合、被災地災害対策本部の情報等により、被災市町村では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員派遣を検討する。

5 職員の安全確認・健康管理等

大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確率するため、災害時に職員及び家族の安否確認等を確実に実施するとともに、職員の健康管理等にも配慮するものとする。

特に、大規模災害の発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 応援要請計画

大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ

め相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

1 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速かつ適切な推進に努めるものとする。

(1) 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

(2) 防災会議構成機関

町は、玉東町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これら機関と相互に協力して災害対策に万全を期するものとする。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、第1部第3章第4節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

3 緊急消防援助隊出動要請

緊急消防援助隊の出動要請については、第1部第3章第5節緊急消防援助隊出動要請計画によるものとする。

4 応援要請

(1) 町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

(2) 県への応援又は応援斡旋の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の斡旋を要請するものとする。

5 応援の受入れに関する措置

本節の定めるところにより、他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

第4節 地震情報伝達計画

地震情報伝達計画については、第1部第3章第6節気象予警報等伝達計画によるものとする。

第5節 災害情報収集・伝達計画

大規模地震発生時における各種地震情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行なうものとする。なお、県への報告にあたっては、原則として、防災情報共有システムへの入力

により報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により、町長が県(県本庁又は県玉名地域振興局)に報告することができないときは、直接国(総務省消防庁)に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」の一部が改正され、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上又は長周期地震動階級3以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)については、市町村が直接消防庁に対して報告するものとする。(平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による)

◎消防庁連絡先 03-5574-0119・FAX03-5574-0135 (N T T)
6060・FAX6509 (消防防災無線)
03-5253-7777 (宿直室)

2 被害報告取扱責任者

情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者(総務課及び建設課より各1名)を定めておくものとする。

3 被害等の調査・報告

町は、防災行政無線の活用及び自治会や消防団等からの情報をもとに、管内の被害情報の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、①の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県(旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等)に連絡するものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領(第1部第3章第7節情報収集及び被害報告取扱計画参照)に基づいて行なうこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

ア 人的被害

イ 火災の発生状況(炎上箇所、延焼状況)

ウ 家屋等の倒壊(住宅、ブロック塀等の倒壊状況)

エ 住民の行動・避難状況

オ 津波、土砂災害の発生状況

カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

キ 孤立集落の発生状況

ク 医療救護関係情報

ケ その他町の業務継続に必要な情報

4 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

5 応急対策活動情報の連絡

県(地域振興局又は熊本土木事務所経由)に対して文書で応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告するものとする。

6 防災関係機関等の協力関係

町及び防災関係機関は、県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システム、県防災情報共有システム等を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

7 情報の伝達系統

被害情報等の伝達系統は、第1部第3章第7節情報収集及び被害報告取扱計画に定めるとおりである。

8 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県(県玉名地域振興局経由)に対して文書で災害確定報告を行なうものとする。

第6節 広報計画

災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

町長は、災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者として、広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行なうよう努めるものとする。

3 情報等収集活動

原則として本章第5節災害情報収集・伝達計画によるものとする。

4 町における広報活動

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

①災害対策本部の設置

②災害の概況(被害の規模・状況、余震の状況等)

③町及び防災関係機関の防災体制並びに応急措置に関する事項

- ④避難の指示（緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- ⑤電気、水道等供給の状況、復旧状況
- ⑥防疫に関する事項
- ⑦火災状況
- ⑧医療救護所の開設状況
- ⑨給食・給水実施状況
- ⑩道路・河川等の公共施設被害、復旧状況
- ⑪道路交通等に関する事項、復旧状況
- ⑫一般的な住民生活に関する情報
- ⑬社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ⑭二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ⑮住民の安否情報
- ⑯医療機関、金融機関などの生活関連状況
- ⑰交通規制の状況
- ⑱被災者支援に関する情報等
- ⑲その他必要な事項

（２） 広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等災害時要援護者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

- ① 市町村広報媒体の利用（ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ等）
- ② 防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）等による広報
- ③ 広報車等による広報
- ④ 消防団による広報
- ⑤ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
- ⑥ 広報紙、チラシ、ポスター等
- ⑦ 避難場所への職員の派遣
- ⑧ 自主防災組織等による広報
- ⑨ 携帯電話（緊急速報メール、防災アプリ機能を含む）サービスによる広報
- ⑩ 安否情報システムによる広報

⑪ その他状況に応じ効果的な方法

第7節 避難収容対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑化させることを目的とする。

1 高齢者等避難（警戒レベル3）

災害の発生のおそれがあり避難が必要と推測される場合に、危険な場所から避難する時間を確保できるよう早めに発令を行うものとする。

2 避難指示（警戒レベル4）

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条第1項）

② 町長が上記①に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。この場合警察官は、避難のために立退きを指示したときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）

③ 災害派遣時の自衛官による避難の指示

警察官職務執行法第4条の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法に基づき災害派遣された自衛官の職務の執行について準用する。（自衛隊法第94条）

④ 洪水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事、その命を受けた県職員または町長は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。町長が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第29条）

3 避難情報の内容

避難情報は、次の内容を明示して行なうものとする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

4 住民への伝達方法

避難情報の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者や障がい者等の災害時要援護者や一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ①防災行政無線による周知
- ②J-A L E R Tによる伝達周知
- ③関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知
- ④サイレンによる周知
- ⑤広報車等による周知
- ⑥携帯電話メール、防災アプリサービスによる伝達周知
- ⑦自主防災組織、自治会等への電話等による伝達周知
- ⑧報道機関を通じたの周知

5 警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。（災害対策基本法第63条）

町長からの要求等により、警察官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

6 避難の誘導

町長等の避難指示等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ行政区単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導にあたっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示や縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

7 避難所の開設及び運営

(1) 避難所予定施設の安全性の確認

町は、避難所予定施設の安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者が避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において指定避難所を設置するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として設置する。安全性確認の結果、災害の様相が

深刻で、町内では避難所を設置することができない場合には、隣接市町と協議し、収容を委託あるいは隣接市町の建物・土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

(2) 収容施設等

避難所は、学校、公民館、体育館等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者ならびに高齢者等避難、避難指示が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(4) 避難所開設の住民の周知

避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所を周知させるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として町職員）を定めるものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難所開設の県への報告

避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告するものとする。

- ① 避難所開設の日時および場所
- ② 箇所数および収容人員
- ③ 開設予定期間

(7) 避難所の運営管理

- ① 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとする。
- ② 避難所ごとにそこに収容されている避難所に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。
- ④ 男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。
- ⑤ 避難期間が長期化する場合、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- ⑥ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。
- ⑦ 必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。
- ⑧ 感染症予防対策として、避難所では、手消毒及びマスク着用を行うとともに、避難者による密集を避けるため、一定の距離をとる事やパーティション等の設置によ

り感染症予防を実施する。

また、各避難所には体温計による定期的な検温を行うとともに保健師や医療従事経験者の配置または巡回による健康観察を行い、感染症予防に努める。

(8) 災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の期間は、原則として最大限 7 日以内である。(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長があり得る。)

8 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

自主防災組織、消防団、防災士等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うとともに、避難先となりうる施設・場所のリストアップや住民自らが避難状況を報告する仕組みづくりなど、避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

9 災害時要援護者への配慮

(1) 避難行動要援護者に係る対策

① 安否確認、救助活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)の協力を得て、災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施するものとする。なお、消防機関等は、救助に当たって、災害時要援護者の救助に配慮するものとする。

② 状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

③ 福祉・保健巡回サービス

民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施するものとする。

(2) 外国人に係る対策

① 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

② 情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため外国人に配慮した継続的な情報の提供を行なうものとする。

避難所にあっては、食料配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

10 避難予定場所

避難予定場所については、第1部第3章第11節 避難計画によるものとする。

第8節 水防計画

地震により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。

特に、堤防の背後地が低い地域は、地震による直接被害の後、洪水や高潮（満潮）により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警報等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制についても、第1部第3章第8節 水防計画に基づいて対応するものとする。

第9節 救出計画

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及びその他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。

2 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
- (2) 大規模地震による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者

3 救出の方法

(1) 町、消防職員・団員による救出

- ①町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。
なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
- ②救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資器材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。
- ③町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 自主防災組織（行政区）による救出

自主防災組織（行政区）にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行うとともに、町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第10節 医療救護計画

1 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行なうものとする。
- (2) 町限りで処理できないときは、隣接市町村、県その他の関係機関の応援を求めて実

施するものとする。

2 救護活動

(1) 初期救護医療の確保

初期救急医療においては、医療に従事する者による自律的な活動が必要であることから、自らの判断に基づき速やかに救急医療への対応を図るものとする。

(2) 医療救護所の設置

町は、被災状況等を勘案し、あらかじめ計画した場所又は適時適切な場所に救護所を設置し、運営するものとする。

3 惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第11節 食糧調達・供給計画

大規模地震発生時に、罹災者及び災害応急従事者等に供給する食糧の確保と炊き出し、その他食料の供給は、次の要領により実施するものとする。

1 実施機関

罹災者及び災害応急従事者等に対する食糧の供給は、町が実施する。町のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

2 災害救助法が発動された場合の米穀の調達・供給

町長は、交通、通信の途絶により、災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受けることができず、早急に引き渡しを受ける必要がある場合は、九州農政局生産部又は政府所有米穀を保管する倉庫責任者（玉名農業協同組合長）に対して直接引渡しを要請するものとする。

3 炊き出しの実施及び食糧の配分

(1) 炊き出しの実施

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自主防災組織、ボランティアと連携して炊き出しを行なうものとする。

町は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出しによる食糧の供給の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請するものとする。

(2) 食糧の配分

被災住民への食糧の配分にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 各避難所等における食糧の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 住民への事前周知等による公平な配分

第12節 給水計画

1 実施体制

町は、災害対策本部の中に給水対策部門を設け、被災者等の飲料水、医療用水及び生

活用水の供給を実施することとする。

2 水道施設の被害状況把握

町は、簡易水道施設の被害状況等についての情報収集を行うものとする。

3 応急給水及び応急復旧

地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。なお、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資器材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

4 被害者への情報伝達

被災者に対し、防災行政無線放送、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコン通信ネットワークの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行うものとする。

第13節 救援物資要請・受入・配分計画

各方面から被災者によせられる救援物資について、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1 不足物資の把握

町は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して、本町のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行なうものとする。

2 受入体制

(1) 町は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。

(2) 町は、拠点集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、不足物資の応援要請を行った場合、民間団体等から大量の物資が送付されてくることが予想されるため、その受け入れ体制を整備し、配分調達、仕分け及び搬送のための人員の確保を図るものとする。

第14節 保健衛生計画

1 防疫対策

町は、災害防災実施要領（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画及び玉東町避難所運営マニュアルに基づき、保健師や防疫員等の指導のもとに防疫活動を実施するものとする。

また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成する等、その協力を得て防疫に努めるものとする。

第15節 災害ボランティア活動計画

大規模地震発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、県、町及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、県及び町は、被災者の生活救護のためボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図るものとする。

1 実施体制の確立

大規模地震発生後、直ちに社会福祉協議会等に受入窓口を設置し、一般ボランティアの受け入れ体制の確保を図るものとする。この場合、受入窓口の活動内容としては、概ね次のとおりとする。

- (1) 町からの情報に基づき必要とするボランティア業務の把握
- (2) ボランティア活動の決定及びボランティア業務の割り振り
- (3) ボランティア活動用資器材の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティア連絡会議の開催
- (6) 市町村との連絡調整
- (7) その他ボランティア活動について必要な活動

2 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配布）
- (3) 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、輸送）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 情報提供

町は、ボランティア活動の円滑な推進に資するため、災害対策本部の中にボランティアに対する情報提供の窓口を設置し、必要なボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を提供するものとする。

4 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行なえるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等支援に努めるものとする。

第16節 災害廃棄物処理基本計画

災害の発生後には、大量の廃棄物が排出され、一時的な環境の悪化及び迅速な生活機能の回復に支障が生じることが予想される。被災時には生活環境の保全及び災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理により、町民の生活基盤の早期回復と生活環境の速やかな復旧を「災害廃棄物処理基本計画」に基づき廃棄物等の適切かつ円滑な処理の推進を確保する。

第17節 行方不明者等捜索及び収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される

者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の死体を放置することは、人道上から許されないことであり、混乱期の人身の安定を図るうえからも、関係機関・団体と密接な連絡をとり、早急に行方不明者等の搜索及び遺体埋葬活動を実施する必要がある。

1 実施機関

行方不明者等の搜索及び埋葬等は、町長が警察、消防機関の協力を得て行うものとする。本町だけでは十分な対応ができない場合、近隣市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

2 遺体の収容

町長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容するものとする。

なお、死者数及び行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等の納棺用品を確保するものとする。

3 遺体の火葬

町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 遺体安置所の確保
- (5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- (6) 遺体搬送体制の確保
- (7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

第18節 原子力災害予防計画

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては、熊本県内へ影響を及ぼす可能性があるとして原子力災害対策計画が策定された。

これらの状況を踏まえ、原子力災害対策に関する計画の検討を行うとともに、今後の国や県の計画の内容や見直しの状況を注視しつつ、原子力災害応急対策が迅速に実施できるよう、情報の収集・連絡体制の整備、住民避難体制の準備、健康相談等体制の準備、住民への知識の普及・啓発、防護資材の確保、訓練の実施等を地域防災計画の他の計画に準じて対応を行うものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画については、第1部第4章災害復旧計画によるものとする。